

非常変災時における生徒の登下校に関する取決め

1 生徒の登校に関して

- 登校する以前に、次の地域に **警報** (※) が発表された場合は自宅待機とし、

(1)～(2)のように対応する。

※ 「警報」とは、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪および特別警報のすべての警報をさします。
以下すべて同じです。

- ① 岐阜市（学校所在地）
- ② 生徒の居住地
- ③ 生徒が登下校で通る地域

以下、①～③をまとめて、
「通学経路」と呼びます。

- (1) 岐阜市（学校所在地）に**警報**が発表された場合、(ア)～(エ)のように対応する。

- (ア) 午前6時30分までに解除された場合

平常通り授業をおこなう。

- (イ) 午前6時30分～午前11時の間に解除された場合。

解除後2時間を経てから授業を開始する。

- (ウ) 午前11時以降に解除された場合

当日の授業を中止する。

- (エ) その他

ただし、(ア)(イ)において、道路や橋の損壊などで通学が危険な場合、
また、交通機関の停止や自家の被害が著しい場合は登校しなくてよい。
その際には学校に必ず連絡をする。

- (2) 岐阜市には**警報**が発表されていないが、②生徒の居住地、または③生徒が登下校で通る地域のいずれかに**警報**が発表された場合、その生徒は(1)に準じて対応する。

この場合、学校では通常の授業を行うが、該当の生徒は公欠とする。

2 生徒の下校に関して

- (1) 登校後、学校にいる間に①岐阜市に**警報**が発表された場合、(ア)～(イ)のように対応する。

- (ア) 警報発表中、または警報の発表が予想される場合

- ①台風などの進行型災害のとき

生徒が安全に下校できると校長が判断した場合に、帰宅できる。
危険がある場合には、学校待機とする。

- ②ゲリラ豪雨などの突発型災害のとき

学校待機を原則とする。また、帰宅は警報解除後を原則とする。

- (イ) 帰宅後は、ただちに、生徒から各クラス担任あてに帰宅確認の連絡を入れる。

安否確認のため、必ず連絡する。

- (2) 登校後、学校にいる間に②生徒の居住地、または③生徒が登下校で通る地域のいずれかに**警報**が発表された場合、該当する生徒を(1)に準じて対応する。

3 生徒が登下校の途中または校外で活動中の場合

- 登下校途中、または校外での活動中に通学経路あるいは、活動している地域に**警報**が発表された場合、(1)～(2)のように対応する。

(1) 生徒が登下校途中の場合

安全が確保できる場所（公共の建物・コンビニ等の店舗など）で待機し、保護者・担任（学校）に連絡する。

このとき、自宅・学校がきわめて近くにあり、そこへの移動が安全であることが確認できた場合には、登校・帰宅してもよい。

(2) 生徒が校外で活動中の場合

ただちに活動を中止し、引率職員の指示に従う。

4 その他の留意事項

- 通学経路に**警報**の発表が予想される場合、終業時刻を繰り上げて下校とすることがある。その際には、次の方法で情報を発信する。

- ① 学校からの学校情報メール
「すぐーる」からのメール配信
- ② 学校のホームページ上での情報公示
<https://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/jyohoku-hs/>
- ③ 学校（HR 担任等）からの電話
学校代表番号 058-237-5331
- ④ 生徒本人からの電話・メール等

- 生徒登校後に**警報**が発表された場合、校内で待機し、保護者の迎えを待つ。ただし、校長が安全に帰宅することが可能であると判断した場合は、公共交通機関、徒歩、自転車での帰宅を認める場合がある。

- 雷の発生時には、次のように対応する。

- (1) 生徒が下校前の場合は、雷の様子を終息に向かうまで学校待機とし、終息後下校する。
- (2) 生徒が登下校の途中の場合は、近くの安全が確保できる場所（公共の建物・コンビニ等の店舗など）で待機し、終息後、安全を確認しつつ登下校を続ける。
- (3) いったん終息した雷が、再度勢いを強めた場合は、(1)または(2)に従って行動する。

- 緊急時には、情報が錯綜することが考えられるため、学校と保護者、生徒と保護者、保護者間、生徒間での連絡を密にするとともに、地域の様々な情報を正しく入手する。

地震災害発生時における生徒の登下校に関する取決め

地震災害が発生した場合の生徒の登下校に関する取決めを、本校規定の「地震災害対策要項」に従い、次のようにする。

		注意情報発令時	警戒宣言発令	地震発生時(発生後)
登校時		登校する。	自宅・学校の近いほうに行く。	安全な場所に一時避難。 その後、学校・家の近い方に行く。
在校時		学校の指示に従う。	安全な交通手段を確認後下校する。 状況によっては学校で待機する。	安全な場所に避難する。 その後、安全状況を確認し、帰宅する。
下校時		そのまま帰宅する。	学校・自宅の近いほうへ行く。(＊自主防の指示に従う)	安全な場所に避難する。 その後、学校・家の近い方に行く。
在宅時	授業日	学校から連絡があるまで自宅待機とする。	学校から連絡があるまで自宅待機とする。	学校から連絡があるまで自宅待機とする。(自主防の指示に従う)
	休業日	保護者の管理下におく。	保護者の管理下におく。	保護者の管理下におく。

＊自主防 ……地域自主防災組織の略

○災害発生時の、学校との連絡は次のものを利用する。

(1) 学校情報メール・ホームページの情報

①学校情報メールの活用

「すぐーる」からのメール配信

②ホームページでの情報

インターネットが使える場合は、下記の本校のホームページにアクセスし連絡事項を確認する。

本校ホームページ

URL…<https://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/jyohoku-hs/>

(2) 災害用伝言サービスによる情報

災害発生時は、電話が使えなくなる場合がある。その順序は次のとおり。

①携帯電話 ②被災地への一般電話 ③被災地からの一般電話 ④公衆電話

これらの電話が使える場合は、下記の方法で学校からの情報を入手する。

災害用伝言ダイヤルサービス 171

※ 171をダイヤルすると「録音される方は1を、再生される方は2を押してください」というアナウンスが流れるので、2を押して「058-237-5330」をダイヤルして学校からの連絡を聞く。

(3) 周囲の人たちとの情報交換

地域の知人、生徒本人の友人等と連携をとって、情報を共有する。

(4) 著しい被害を受ける等、夜間に学校への連絡が必要な場合の非常用連絡先

090-3258-9683 (非常用携帯電話)